

特定非営利活動法人 江戸城天守を再建する会

会 員 規 約

平成26年 9月 1日

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、特定非営利活動法人江戸城天守を再建する会（以下「当法人」といいます）の定款に基づき、当法人と、当法人の会員（以下「会員」といいます）との関係に適用します。なお、入会が成立した時点で、本規約を承認したことになります。

第 1 章 会員の種別

第 1 条

1. 会員とは当法人の全ての種別の会員の総称です。この法人の会員は、次の2種とします。

- ① 正会員（メンバー） この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。特定非営利活動促進法上の社員にあたり、総会での議決権があります。なお、法人・団体会員の議決権は1団体に付1票です。
- ② 賛助会員（パートナー） この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。総会での議決権はありません。

第 2 章 総則

第 2 条（会員規約の変更）

1. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第 3 章 入会申込・成立

第 3 条（入会申込）

1. 入会の申込をする方は、当法人が別に定める入会申込書（又は郵便振替払込取扱票）に必要事項を記入し、理事長に提出するとともに、入会金・年会費を振り込むこととします。

第 4 条（入会の成立）

- 1. 入会は、前項に定める入会申込（入会申込書の提出及び入会金・年会費の納入）に対して、当法人が指定した振替口座に入金の確認ができた時に成立します。
- 2. 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めます。

第 5 条（会費納入）

1. 会員は総会において定める「年会費」と理事会において定める「入会金」を納入しなければなりません。

第 6 条（入会申込の拒絶）

- 1. 理事長は、申込者が申込書に偽名等の虚偽の記載をした場合など、入会を認めない場合があります。
- 2. 理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨通知いたします。

第 7 条（会員資格有効期間）

- 1. 会員資格有効期間は入会成立年月日から1年とします。
- 2. 会員資格有効期間の起算日は、入会が成立した日とします。

第 4 章 会員資格の継続

第 8 条（会員資格の継続）

- 1. 会員資格有効期間が満了する場合、当法人の用いる方法により継続のための案内を会員に通知します。
- 2. 会員資格は、会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとします。
- 3. 一度払い込まれた会費及びその他の拠出金品の返還はいたしません。

第 5 章 入会申込記載事項の変更等

第 9 条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面、電話・FAX・電子メール等によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 会員より前項に関する通知が当法人にあった場合、個人情報保護の観点により、本人確認の為、氏名、住所、電話番号、登録した電子メールアドレス等を照合させていただきます。
3. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第 6 章 会員資格の停止・除名等

第 10 条（会員資格の停止または除名）

1. 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の議決を経て会員資格を停止、または、除名することがあります。
 - ① 定款をはじめ、内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - ② 当法人及び当法人の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
 - ③ 当法人及び当法人の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - ④ 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - ⑤ 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
 - ⑥ 当法人及び当法人の会員に対し宗教・思想・政治活動を行ったとき
 - ⑦ 当法人及び当法人の会員、関連する団体・組織に対し保険商品や健康食品等の販売や勧誘を行ったとき
 - ⑧ 当法人及び当法人の会員に対し、当法人と関係のない団体・組織への勧誘を強要したとき
 - ⑨ 理事会の事前承認なく、当法人の名前を騙って事業活動等を行ったとき
 - ⑩ 継続して1年以上、会費が支払われないとき
 - ⑪ 自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成）であるとき
 - ⑫ その他、当法人が会員として不相当と判断したとき
2. 除名を行おうとする場合は、理事会での議決の前に当該会員に弁明の機会を与えることとします。
3. 会員資格の停止、除名を行った場合、当法人は当該会員に対し、振込まれた会費等拠出金品の返還はいたしません。
4. 会員資格が停止された場合、会員としての一切の権利が停止されます。
5. 会員資格の停止は、理事会の議決を経て解除することがあります。

第 11 条（会員の資格の喪失）

1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失します。
 - ① 退会届の提出をしたとき。
 - ② 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。③ 除名されたとき。

第 12 条（退会）

1. 会員は、会員本人の次の登録情報を記載した退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができます。
 - ①氏名（法人の場合は法人名）
 - ②住所
 - ③電話番号

第 7 章 商号及び商標等の利用

第 13 条（商号及び商標等の利用）

1. 当法人が定めた商号及び商標等を利用する場合は、理事会の承認を得る必要があります。
2. かわら版等、当法人の発行する情報誌及びホームページ・ブログ・マスコミ記事など、当会に関わる記事を利用する場合、理事長の承認を得る必要があります。

第 8 章 会員資格有効期間終了に伴う措置

第 14 条（会員資格有効期間終了に伴う措置）

1. 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知のあとも、当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合は速やかに清算することとします。

第 9 章 損害賠償

第 15 条（損害賠償）

1. 会員が、各種法令、当会の定める本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されます。

第 10 章 その他

第 16 条（規約事項の追加）

1. 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

【付表】

会 員 種 別	年会費	入会金
正 会 員 個人会員	10,000 円	3,000 円
正 会 員 団体、法人会員	100,000 円	50,000 円
賛助会員 個人会員	3,000 円	
賛助会員 団体、法人会員	50,000 円	

（平成 22 年 2 月 14 日 制定）

（平成 25 年 9 月 18 日 改定）

（平成 26 年 9 月 1 日 改定）

以 上